平成２９年（フ）第１１５８号
愛知県東海市加木屋町大清水117番地　ファミールＫ１　202号
破産者　大洲　康裕
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３００号
名古屋市港区春田野２丁目701番地　コートヴィレッジ　102号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町本町６丁目205番地
破産者　石井　順也
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７１号
広島県山県郡北広島町有田64番地
破産者　坂本　範章
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７７号
広島市西区古江西町10番６―304号
破産者　井関　留美
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手5312番地２
破産者　松ヶ野惠美
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
北海道留萌市沖見町６丁目36番地の69
破産者　山本　康弘
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８９７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―２号棟503号
破産者　尾崎　理志
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３号
石川県白山市徳丸町98―１　ポピーガーデン103号室、開始決定時の住所石川県野々市市二日市町475番地１　マ・メゾン103号
破産者　本間　順子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７６号
石川県野々市市押野４丁目189番地、開始決定時の住所京都市伏見区横大路天王前38番地２　カーサミニヨン202
破産者　藤田　篤
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６４号
静岡市駿河区宮竹２丁目２番２号　グランピエール宮竹Ｃ101、開始決定時の住所京都市中京区西ノ京藤ノ木町５番地
破産者　八木　眞鑛
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８４８号
京都市伏見区久我本町８番地13　アルディエンテＹ＆ＪⅡ　303号、開始決定時の住所京都市東山区新門前通大和大路東入２丁目中之町241番地　祇園フルリール５Ａ
破産者　本山　陽一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
奈良市帝塚山１丁目16番20号
破産者　元岡　健二
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
長崎県長崎市かき道３丁目19番１―402号
破産者　藤本千恵美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１９９６号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅２棟101号、従前の住所愛知県春日井市神領町２丁目21番地６
破産者　廣瀬　嘉人
1　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
2　一般調査期日　平成30年７月18日午前10時
平成30年４月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０１号
大阪府和泉市若樫町30番１　医療法人和泉会介護老人保健施設ザ・シーズン内、住民票上の住所大阪府和泉市青葉台２丁目26番18号
破産者　河本　往治
1　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
2　一般調査期日　平成30年８月20日午後１時30分
平成30年４月23日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
埼玉県東松山市五領町13番地１　パークタウン五領第六団地８号棟404
破産者　市原　学
1　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
2　一般調査期日　平成30年７月24日午後２時
平成30年４月20日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２６１号
金沢市久安４丁目166番地
破産者　山﨑　修
1　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
2　一般調査期日　平成30年７月13日午後３時
平成30年４月25日　金沢地方裁判所民事部